

**甲府市立山城小学校校舎増築等業務
要求水準書**

甲府市

目次

1. 総則	1
(1) 業務要求水準書の目的	1
(2) 受託者が提案した企画提案	1
(3) 要求水準書の変更	1
(4) 要求水準書の規定の取扱い	1
(5) 業務の概要	2
(6) 関係法令等の遵守	2
(7) 業務の監視	2
(8) 業務期間終了時の水準	2
(9) 対象施設名及び敷地概要	2
2. 業務の基本方針	3
(1) LCC（ライフサイクルコスト）の縮減とイニシャルコストの平準化（持続可能な行財政運営）	3
(2) 環境負荷の低減・地球温暖化対策（環境）	3
(3) 防災レジリエンス強化（社会）	3
(4) 地域の活性化（経済）	3
3. 業務内容	4
(1) 業務期間（提案期間）	4
(2) 業務委託料等	4
3-1. 業務計画書等の作成	5
(1) 現地調査	5
(2) 業務計画書の策定	5
(3) 業務計画書の構成	6
(4) 企画提案を求める事項	6
(5) 契約資料の作成	6
3-2. 校舎等増築業務	7
(1) 地質調査	7
(2) 設計・施工総則	7
(3) 配置等（別添資料 1 - 1 参照）	8
(4) 外装・屋根	8
(5) 教室	8
(6) トイレ	9
(7) 廊下	9
(8) 渡り廊下	10
(9) 受変電設備（別添資料 1 - 2 参照）	10
(10) 幹線設備	10
(11) 動力設備	10
(12) 電灯・コンセント設備	10
(13) 弱電設備	10
(14) 放送設備	11
(15) 自動火災報知設備	11

(16) 機械警備	11
(17) 太陽光発電設備等	11
(18) 空調設備	11
(19) 給排水設備(別添資料 1 - 3 参照).....	12
(20) 施工管理・安全管理	12
3-3. 維持管理業務	13
(1) 業務の実施等	13
(2) 法定点検	13
(3) その他の点検	13
3-4. 自由提案	15
(1) 民間提案制度の適用	15
(2) 提案方法	15
(3) 留意事項	15
4. 業務の実施に関する事項	16
(1) 基本事項	16
(2) 受託者の役割	16
(3) 業務委託期間中の事業者と本市の関わり	17
(4) 提案業務費の遵守	17
(5) 要求水準の確認	17
(6) 完成期限の遵守	17
(7) 本市と受託者の責任分担	18
(8) 本市と受託者の維持管理における費用負担	20
5. 成果品等	21
(1) 設計図書等の提出書類一覧	21
(2) 工事完成時の成果品一覧	22
(3) 留意事項	22
6. その他	22

1. 総則

(1) 業務要求水準書の目的

甲府市立山城小学校校舎増築等業務（以下「本業務」という。）要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、本業務の適正かつ確実な実施を図ることを目的として、本業務を受託する事業者等（以下「受託者」という。）が満たすべき水準及びその他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるもので、本募集に応募する事業者等は、要求水準を満たす限りにおいて本業務を自由に提案できるものとします。

また、本業務の受託者となった際には、契約期間にわたり要求水準を遵守しなければならないものとします。

甲府市（以下「本市」という。）は、甲府市立山城小学校校舎増築等業務提案募集要領（以下「募集要領」という。）に掲載する事業者選定において、審査条件として本要求水準を用いるものとします。

(2) 受託者が提案した企画提案

本業務に対する受託者の企画提案の内容のうち、要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、受託者が本業務を実施するにあたっての要求水準の一部としてみなすものとします。

(3) 要求水準書の変更

本市は提案期間中において、次の事由により、事前に民間事業者等に通知のうえ要求水準の変更を行うことがあります。

また、要求水準の変更に伴い、契約書等の変更が必要となる場合は、本市と受託者が協議のうえ契約変更を行うものとします。

- ① 法令等の変更により業務が著しく変更されるとき。
- ② 災害や事故等により、業務内容が著しく変更されるとき。
- ③ その他変更が特に必要と認められるとき。

(4) 要求水準書の規定の取扱い

- ① 要求水準書において、材料仕様、工法、その他について具体的に特定の方法を規定している場合、受託者が性能を証明した上で、その内容について本市と協議を行い、当該特定の方法と同等以上の性能が得られると本市が認めた場合は、採用することができるものとします。
- ② 要求水準書において、条件として設定する内容については、受託者が要求水準を満たすように設計を行う前提として示すものであり、契約期間中に当該条件に変更が生じた場合は、必要に応じて要求水準の変更について協議するものとします。
- ③ 本市は、受託者が業務契約に基づいて本業務を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況等を監視し、必要に応じて是正又は改善を求めるものとします。
- ④ 受託者は、契約期間中の設計、施工及び維持管理を適切に行い、本業務の終了時においても要求水準を満たす良好な状態に保持しなければなりません。

(5) 業務の概要

受託者は、第2章の基本方針に従い、次の①～④の業務を包括的に実施するものとします。

- ① 業務計画書等の作成業務（詳細は、3-1「業務計画書等の作成」を参照。）
- ② 校舎等の増築業務（詳細は、3-2「校舎等増築業務」を参照。）
- ③ 校舎等の維持管理業務（詳細は、3-3「維持管理業務」を参照。）
- ④ 自由提案に基づく業務（詳細は、3-4「自由提案」を参照。）

(6) 関係法令等の遵守

- ① 本業務の実施にあたっては、必要とされる関係法令及び条例等を的確に把握し、これを遵守するほか、国が示す施設性能、設計・施工等に掲げる適用基準に準ずるものとします。
- ② 国が示す適用基準、仕様書等は最新版を用いることとします。
- ③ 要求水準書と適用基準等の間に相違がある場合は、要求水準書を優先するものとします。

【業務上必要と想定される法令等の例】

法令	建築基準法、都市計画法、消防法、建設業法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
条例	甲府市建築基準法施行条例、甲府市建築基準法施行細則
基準等	小学校施設整備指針、建築設備計画基準、建築設備設計基準、電気設備技術基準、高圧受電設備指針、内線規程等

(7) 業務の監視

本市は、受託者が業務委託契約等に基づいて本業務の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、受託者と本業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、受託者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとします。

(8) 業務期間終了時の水準

受託者は、契約期間中の維持管理業務等を適切に行うことにより、本業務の終了時においても要求水準を満たす良好な状態を保持しなければならないものとします。

(9) 対象施設名及び敷地概要

施設名	甲府市立山城小学校増築校舎	所在地	甲府市上今井町 474 番地
敷地面積	22,713.00 m ²	区域区分	市街化区域
用途地域	第1種中高層住居専用地域	日影規制	有
建蔽率	60%	容積率	200%
防火・準防火・22条区域		指定なし	

2.業務の基本方針

本業務は、次の4つの基本方針に基づき実施するものとし、公共施設等マネジメント（持続可能な行財政運営）の視点から、校舎及び設備等を新設のうえ維持管理を行うことで、経済、社会、環境の三側面を統合した視点から、公民連携によるSDGsの達成を目指すものとします。

（1）LCC（ライフサイクルコスト）の縮減とイニシャルコストの平準化（持続可能な行財政運営）

- ① 使用材料はすべて新品とし、本要求水準書の性能以上を満たすものとしてください。
- ② 設計や施工を一括して行うスケールメリットや各種補助金等の活用等により、校舎増築等に係るイニシャルコストの縮減と業務契約期間内における平準化が可能な公民連携手法を提案のうえ実施してください。
- ③ 受託者は、契約期間中にわたり自らの企画提案において設置する校舎や付帯設備等（以下「校舎等」という。）の性能を維持するとともに、校舎等に要するライフサイクルコストの縮減を踏まえた維持管理を実施してください。
- ④ 受託者は、契約期間中に想定されるリスク等を踏まえ、緊急時における迅速かつ適切な対応が可能な公民連携体制を構築してください。
- ⑤ 電力使用料の高騰などの社会情勢を踏まえ、ピークカット技術を採用するなど、電気料の削減に向けた最新技術を導入してください。

（2）環境負荷の低減・地球温暖化対策（環境）

- ① 校舎等の増築にあたっては、本市が「ゼロカーボンシティ」を宣言していること及び「甲府市地球温暖化対策実行計画 アクションプラン」の内容を踏まえ、契約期間全体を通して環境負荷の低減、温室効果ガス排出量の削減及びエコマテリアル等への取り組みに配慮するとともに、当該効果の高い新規設備の導入や、施設のZEB化を目指してください。
- ② 「甲府市地球温暖化対策実行計画」における分野別の取組内容を踏まえ、施工段階から契約期間中において、効率的なエネルギー利用及び設備運転等、本市のエネルギーマネジメントをサポートしてください。

（3）防災レジリエンス強化（社会）

- ① 本業務の対象施設が、教育施設であること及び本市の指定避難所等に指定されていることを踏まえ、災害に強くかつ省エネ率に優れた校舎等を整備してください。
- ② 新型コロナウイルスをはじめとする様々な感染症対策の視点から、換気や除菌等の技術革新を踏まえた整備を行ってください。

（4）地域の活性化（経済）

- ① 本業務の実施にあたっては、甲府市内に本店のある事業者を優先して採用してください。
- ② 将来的な施設を使用する児童数の推計を見据えスケルトン・インフィル方式など汎用性の高い工法を導入するとともに、ユニバーサルデザインに対応した施設整備を実施してください。
- ③ 本業務において、包摂的かつ持続可能な建設手法等を確立し、本市の建設事業者等の新たな事業スキームの創出と地域経済の発展に努めてください。

3. 業務内容

(1) 業務期間

校舎等の供用開始から 10 年間

ただし、提案内容によってはこの限りではありません。

(2) 業務費用等

① 上限額

期間中における本業務の総額は、523,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。
（光熱費は除く）

② 業務費用の範囲

本業務の費用は、光熱費又は要求水準書に特に明記のあるものを除き、主に次の A～I 等の費用の合計額とします。

なお、地質調査の結果等により工法等の変更が必要となった場合は、本市と受託者の協議により、総額を見直すものとします（地質調査の詳細については 3—2、(1)「地質調査」を参照）。

- A 現地調査、地質調査及びそれに係る報告及びその関連業務に要する費用
- B 校舎等の設計に係る各種資料作成及びその関連業務に要する費用
- C 校舎の増築及びその関連業務に要する費用（既存校舎等の改修、棚等の備品含む）
- D 付帯設備の設置及びその関連業務に要する費用（既存設備の改修含む）
- E 校舎等の維持管理・点検に要する費用（業務に必要な備品・消耗品含む）
- F 契約に要する経費（印紙代は受託者負担）
- G 校舎等の所有権の移転に要する費用
- H 租税
- I その他、本業務の実施に要する経費（必要な調査費用・各種保険等）等

③ 支払い方法等

ア 受託者は、自らが提案する業務費用（以下「提案業務費」という。）の全額を負担し、本市は、地方自治法第 214 条に基づき、本業務に必要な費用を上記の上限額の範囲で支払います。

イ 支払いは、各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期及び保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、契約書で定めるものとします。

3-1. 業務計画書等の作成

受託者は、第2章の基本方針を踏まえ、公民連携による「持続可能な行財政運営」及び「SDGsの達成」に向けた、実効性の高い業務計画書を作成するものとします。

(1) 現地調査

- ① 優先交渉権者は、業務計画書（案）の作成にあたり、既存施設の意匠や取合い、インフラの位置関係等を把握するため、現地の詳細調査を行うものとします。
- ② 優先交渉権者は、本調査結果を踏まえ、増築校舎の配置、意匠、既存校舎との接続位置などを確認のうえ、校舎等の設置候補箇所を選定するものとします。
- ③ 現地調査は、本市及び教職員の3者立会いのもとで実施するものとします。
- ④ 優先交渉権者は、本調査結果等を反映した業務計画書（案）を作成するものとします。
- ⑤ 現地調査に要する費用はすべて優先交渉権者の負担とします。

(2) 業務計画書の策定

- ① 優先交渉権者は、自らが提案した企画提案書の内容、募集要領、本水準書及び現地調査の結果等を踏まえ、業務計画書（案）を作成し、本市に提出するものとします。
- ② 業務計画書（案）の内容は、本業務の主旨を十分理解のうえ、実効性あるものとしてください。
- ③ 業務計画書の計画期間は、契約期間とします。
- ④ 業務計画書の作成にあたっては、本市との役割分担を明確化するとともに、本業務を実施するにあたっての本市の事務効率化（事務量の軽減策）について記載するものとします。
- ⑤ 企画提案書の内容と業務計画書（案）等の内容が大きく乖離する場合において、本市は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがあります。
- ⑥ 本市は、優先交渉権者が提出した業務計画書（案）の内容を確認するとともに、本市及び優先交渉権者の協議により、業務計画書を決定するものとします。
- ⑦ 各業務にあたっては、原則、業務計画書に従って実施するものとします。
- ⑧ 契約期間中において、要項、要求水準書及び業務計画書に定めのない事項が発生した場合は、受託者、本市及び学校の3者が協議し、対応を定めるものとします。
- ⑨ ⑧の協議を行った場合や、その他関係機関等と協議を行った場合、受託者は協議録を作成のうえ本市に報告（提出）するものとします。
- ⑩ 業務計画書（案）の作成及び計画策定に至るまでの協議等に係る経費は、優先交渉権者の負担とします。

(3) 業務計画書の構成

優先交渉権者が作成する業務計画書（案）は、次表に示す項目で作成するものとします。

掲載項目	掲載概要
業務実施計画	業務全体のスケジュール、業務の実施体制（緊急時対応含む）、本市との役割分担等。
業務資金計画	市の業務収支内訳、受託者の業務収支内訳、資金計画、経費計画 等。
要求水準確認計画	要求水準の確認方法（確認時期、確認者、その他必要事項）と市への報告方法等。
校舎等増築計画	設計概要、工程管理方法、安全管理方法、主要資材選定方法、施工方法、出来形管理方法、品質管理方法、仮設計画、産業廃棄物処理関係等。
維持管理計画	維持管理・法定点検・その他保守点検等の業務計画等。
その他	その他、業務の実施にあたり必要な事項及び自由提案に基づく事項。

(4) 企画提案を求める事項

応募者は、(3) の掲載項目の概要を踏まえ、次の内容で企画提案書を作成してください。

A 業務実施方針	本業務実施にあたっての基本的な考え方
B 校舎等増築計画	要求水準書の記載事項や、本業務に求める「LCC の縮減・平準化」、「地球温暖化対策」、「防災レジリエンス強化」及び「地域活性化」の観点から、実効的な整備・維持管理方法を提案してください。
C 維持管理計画	
D 自由提案	

(5) 契約資料の作成

- ① 優先交渉権者は、募集要領や本要求水準書はもとより、自らの企画提案内容を踏まえた契約書（案）を作成し、本市に提出するものとします。
- ② 本市は、優先交渉権者が提出した契約書（案）について内容を確認するとともに、本市及び優先交渉権者の協議により、契約書を作成するものとします。
- ③ 本市は、②の契約書と(3)の業務計画書の内容に基づき、業務委託契約等を締結するものとします。
- ④ 契約書（案）の作成及び契約締結に至るまでの経費は、優先交渉権者の負担とします。

3-2. 校舎等増築業務

(1) 地質調査

- ① 受託者は、表層地盤の地耐力を確認するための地質調査を行うものとします。
- ② 地質調査は増築建物の4隅と中心部1箇所の計5箇所以上で実施するものとし、原則としてスウェーデン式サウンディング試験としてください。
- ③ 地質調査の結果及び別添資料2のボーリングデータ等を踏まえ、地盤改良等の要否について本市に報告するものとします。
- ④ 地質調査の結果、設計や工法等の変更が必要となった場合は、本市及び受託者の協議により、業務費用の総額及び校舎等の設置スケジュールを見直すものとします。

(2) 設計・施工総則

- ① 文部科学省が示す小学校施設整備指針に従い、安全で機能的な施設としてください。
- ② 意匠については、既存校舎や屋内運動場との調和を考慮したデザインとしてください。
- ③ 設置する建物及び設備は、ユニバーサルデザインに配慮してください。
- ④ 躯体は軽量鉄骨造2階建て以上とし、耐用年数は法定耐用年数以上としてください。
- ⑤ 準耐火建築物としてください。
- ⑥ 「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」による耐震安全性の分類は、構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備乙類とします。
- ⑦ 使用材料は、耐久性、メンテナンス性のあるものとし、エコマテリアルの観点から、グリーン購入法適合商品や、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷低減に効果のある材料を極力選定してください。
- ⑧ ZEBプランナーの意見を設計に取り入れるなど、ZEB化の誘導を図るものとします。
- ⑨ 配管・配線等は、安易に外壁に設置してはならないものとし、配線は、メンテナンス性を配慮したうえで隠蔽するものとします。
- ⑩ 設備等は、設置スペース、インシャルコスト、ランニングコスト、電力デマンド、環境性、防災性等について配慮するとともに、新技術を積極的に導入するものとします。
- ⑪ 環境保全性の観点から、エネルギー使用の合理化やヒートアイランド現象の緩和、温室効果ガスの排出抑制等に留意するとともに、排気・廃熱は、周辺環境に影響を及ぼさないように配慮してください。
- ⑫ 対象施設が、指定避難所等であることを踏まえ、レジリエンス強化に配慮した設備とするほか、防災性及び安全性の観点から、耐震、対火災、対浸水、耐風、耐雪・耐寒、耐落雷及び建物の荷重等を踏まえたものとしてください。
- ⑬ 経済性に関する観点から、耐用・耐久性や保全性等を踏まえた設備とし、維持管理費の抑制と清掃、定期点検及び更新等に要する費用の縮減に配慮した設備としてください。
- ⑭ 既存校舎の増築用の余剰設備を有効に活用してください。（別添資料1-2参照）
- ⑮ 配線整備後は、試験結果（絶縁、接地抵抗、内線、LAN等）を提出するものとします。

- ⑯ 各設備は、G I G Aスクール構想に対応した性能を有するものとしてください。
- ⑰ 屋内給水管はステンレス鋼管（拡管式）、屋外埋設給水管はH I V P、屋内排水管は耐火二層管、屋外排水はV P管、給湯管はステンレス鋼管（拡管式）を使用してください。
- ⑱ 今後の児童推計を見据えた多目的な利用に対応するため、他校舎との動線の切り分けが可能なものとしてください。
- ⑲ 教室の天井高は 2,700mm以上を確保してください。
- ⑳ 2階以上の窓には転落防止用の措置を講じてください。

(3) 配置等（別添資料 1 - 1 参照）

- ① 増築校舎の配置については、最大限グラウンドを有効活用できるよう考慮してください。
- ② 東門より進入する大型バスの軌跡を考慮し、校庭南面フェンスに門扉を設置するものとします。
- ③ 増築校舎の施工に伴い支障となる既存遊具等は、移設位置を本市及び学校と協議のうえ移設するものとします。
- ④ 新たに設置する校舎との動線は、既存施設との接続のほか、施設利用者の安全性確保やユニバーサルデザインに配慮したものとしてください。
- ⑤ グラウンドに面する窓は、砂埃等の侵入防止対策を講じてください。
- ⑥ 増築校舎のグラウンドに面する窓に防球ネット（網目 37.5mm程度）を設置してください。

(4) 外装・屋根

- ① 外装材及び屋根材は、窯業系のサイディング（ $t = 16\text{mm}$ 以上）等を使用し、外皮としての性能、耐久性及びメンテナンス性に優れたものとするほか、施設利用者の環境が快適となる性能を備えた材料、形状としてください。
- ② 外装材の色彩等は、既存建物の景観と調和したものとしてください。
- ③ 外装・屋根の点検やメンテナンスの実施を見据えた効率的な構造に配慮してください。
- ④ 窓ガラスは原則として学校用強化複層ガラスを選定し、留材はシーリングとしてください。

(5) 教室

- ① 整備する教室数は 10 教室とします。
- ② 作り付け家具や黒板等は、既存校舎（東館）に配置されているものと同等以上の性能を有するものを配置するものとします。また、使用する児童や教職員の利便性や安全性に配慮するものとします。
- ③ 黒板は $H = 1,200\text{mm}$ 、 $W = 3,600\text{mm}$ のサイズのものを、教室前面に 1 枚、背面に 1 枚設置するものとし、前面黒板は上下式半曲面黒板としてください。
- ④ 教室背面に清掃用具入と児童用ロッカー、教室前面の教師用ロッカー等の什器を設置するものとします。
- ⑤ 設置する什器は、既製品の使用も可としますが、耐震性には十分配慮するものとします。

- ⑥ 窓にはカーテンボックス、カーテンレールと共に日よけのためのカーテンを設置するものとします。
- ⑦ 壁面には掲示クロス張り仕上の掲示板等を設置し、十分な掲示スペースを確保するものとします。
- ⑧ 1 教室あたりの児童数は、最大 35 人とし、面積は、64.8 m²以上を確保するものとします。
- ⑨ 2 階以上の床には、下階の運用に支障が生じないよう十分な防音効果を施すものとします。
- ⑩ 各室の間仕切壁は、高い強度かつ十分な遮音性を有するものを設置するものとします。
- ⑪ 各室の間仕切壁は、スケルトン・インフィル方式など、持続性かつ汎用性に優れた工法を採用するものとします。
- ⑫ 既存校舎に対応したマスターキーを作成し、キーボックスに格納して納品するものとします。
- ⑬ 各室に必要な換気量を試算のうえ、吸排気機能を有した設備等を設置するものとします。

(6) トイレ

- ① 各階に、男女トイレ及びオストメイト対応とした多機能トイレを 1 箇所ずつ設置するものとします。
- ② 男子トイレには、大便器 3 個以上、小便器 5 個以上を設置するものとします。
- ③ 女子トイレには、大便器 6 個以上を設置するものとします。
- ④ 多機能トイレには呼出し警報設備を配備し、対応する呼出し表示器を職員室に設置するものとします。
- ⑤ 各トイレには、小便器に各 1 箇所以上、大便器には可能な限り手摺を設置するものとします。
- ⑥ 全てのトイレは、ドライ方式とし、内装材は耐水性に優れた材料を選定するものとします。
- ⑦ 利用者のプライバシーに配慮した設計・配置としてください。
- ⑧ 小便器前の汚垂石の設置、清掃用具入れ及び流しの配置など、日常の清掃等における利便性やメンテナンス性に配慮した設計・配置としてください。
- ⑨ 照明は、人感センサーを使用するなど省エネに配慮した設備を設置するものとします。
- ⑩ 各トイレの換気は、室容積の 10 回／時以上の換気量を確保するものとします。
- ⑪ 大便器はフラッシュタンク式（床排水）、暖房便座蓋付とし、小便器は自動洗浄式とします。
- ⑫ 各トイレ内の手洗いは自動水栓とし、男子トイレ、女子トイレには各 3 個以上、多機能トイレには 1 個以上設置するものとします。

(7) 廊下

- ① 児童の人数に応じた荷掛けフックを各教室前に設置してください。
- ② 教室出入口の上部には、スイングプレートなど耐久性に優れ、かつ、室名の変更、室名の認識し易さに配慮したサインプレートを設置してください。
- ③ 児童の動線を踏まえ、耐震性、耐久性に優れた配慮した児童用の傘立てを設置（既製品の使用も可）するものとします。
- ④ 法令に基づき、必要な本数の粉末消火器や避難誘導灯を設置してください。
- ⑤ 廊下に設置する手洗い水栓は自動水栓とし、1 教室あたり 3 個以上を配置するものとします。

(8) 渡り廊下

- ① 渡り廊下は校舎と別構造としてください。
- ② 渡り廊下は屋根付きとし、体育館へ接続する経路と給食室へ接続する経路を確保するものとします。
- ③ 給食室へ接続する渡り廊下には砂埃等の異物の侵入防止対策を講じるものとします。
- ④ 体育館へ接続する渡り廊下の設置にあたっては、車両の乗り入れ位置までの車両進入に配慮した設計としてください。

(9) 受変電設備（別添資料1－2参照）

既存受変電設備を利用し、増築校舎の電気使用量に応じた盤の増設等改修を行うものとします。

(10) 幹線設備

- ① 幹線はケーブル配線とし、既設管路を活用するものとします。
- ② 必要に応じて配管等を新設し保護してください。
- ③ 配電盤分岐遮断器には行き先を、また、盤に接続するケーブルには行き先・サイズを記入した線名札を取付けるものとします。

(11) 動力設備

- ① 動力分電盤には盤名称と回路（使用場所）を表示し、接続図と平面図を格納するものとします。
- ② 空調機器等の動力が必要となる箇所には、接地工事を施すものとします。
- ③ 配線用遮断器には漏電遮断器を使用するものとします。
- ④ 警報盤を設置し、職員室に警報を表示できる機能を配備するものとします。

(12) 電灯・コンセント設備

- ① 電灯分電盤は、各階に1面以上設置し、各盤内に接続図と平面図を格納するものとします。
- ② 单相3線式電路に設ける漏電遮断器は、中性線欠相保護機能付としてください。
- ③ 対地電圧が150V以上の機器全てにD種接地を行うものとします。
- ④ 各教室に2口コンセントを5箇所以上設置するものとします。
- ⑤ コンセントは全て接地極付とし、配線用遮断器には漏電遮断機を使用してください。また、接地線が付属されている機器に対しては接地端子付きとしてください。
- ⑥ コンセントプレートは金属製を使用するものとします。
- ⑦ 黒板灯などを設置し、教室正面の黒板面の照度は500lx以上を確保するものとします。

(13) 弱電設備

- ① 各階に弱電盤を設置し、各盤内に接続図と平面図を格納するものとします。

- ② 各教室に内線電話機を設置するものとします。また、既存の電話機主装置の回線に余裕がない場合は、増設や新規設置を行うものとします。
- ③ 各教室に無線アクセスポイント機器の設置を行うものとします。ただし、無線アクセスポイント機器の用意及びライセンス契約は本市で行うものとします。
- ④ LAN は、校務系とG I G A系の2系統を設置するものとします。
- ⑤ LAN ケーブルが100mを超える場合は、中継ハブを設ける又は光ケーブルを使用するものとします。
- ⑥ 同軸ケーブルはS-5C-FB以上としてください。
- ⑦ 増幅器、分配器、分岐器、直列(端末)ユニット等機器設置と配線工事を行うものとします。
- ⑧ 収納箱にはD種設置工事を施すものとします。
- ⑨ コンセントプレートは金属製を使用するものとします。
- ⑩ 各教室に電波時計を設置するものとします。

(14) 放送設備

- ① 各教室に、スピーカーとアッテネーターを設置するものとします。
- ② スピーカーは、原則として各階の教室及び廊下に、消防法の基準を順守のうえ設置するものとします。
- ③ 放送区域系統などの設備は、本市と協議のうえ設置するものとします。
- ④ 既存の非常用放送設備を利用するものとし、既存非常兼用アンプの出力容量や表示窓に余裕が無い場合は、増設や新規設置を行うものとします。

(15) 自動火災報知設備

複合型受信機を利用し、増築校舎全域を警戒できるものを設置するものとし、出力容量や表示窓に余裕が無い場合は、増設や新規設置を行うものとします。

(16) 機械警備

- ① 機械警備用空配管は、既存校舎で契約されている警備会社と事前打合せの上、施工するものとします。
- ② 警戒エリアは1階教室の外部に面する窓及び各階廊下とします。
- ③ 配線、機器設置、調整、保守は本業務内で行うものとします。
- ④ 既存校舎との動線の切り分けに対応できるものとしてください。

(17) 太陽光発電設備等

- ① 増築校舎屋上に太陽光発電パネル(10kW以上)を設置するものとします。
- ② その他、電力のピークカット等によりランニングコストの低減に配慮した提案を求めます。

(18) 空調設備

- ① 教室は、原則として空調設備を配備するものとし、高効率で各部屋の個別運転が可能な空調システム

を採用するものとします。

- ② 教室の空調環境は、各室において夏季 27 度、冬季 20 度とします。
- ③ 空調のゾーニングは、使用時間、使用勝手、室内負荷パターンに応じた設備とし、機器運転の効率化・省エネルギー化を考慮した配置としてください。
- ④ 設計外気条件は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」における甲府市の値とします。
- ⑤ コジエネレーションシステム等を導入する場合は、イニシャル及びランニングコストを含むライフサイクルコストを十分検討するとともに省エネルギー効果が十分に達成できるよう、適切な容量設定を行ってください。
- ⑥ 設備の設置に伴い必要となる消防署への届出等は、すべて受託者が行うものとします。

(19) 給排水設備(別添資料 1 - 3 参照)

給水は本市と協議の上、既存給水管に接続してください。また、雨水排水は既存雨水柵及び雨水側溝に接続してください。

(20) 施工管理・安全管理

- ① 施工管理・安全管理は施工計画に基づき、実施してください。
- ② 関係法令等の遵守の上、施工管理体制を確立し、工事の品質、工程、安全性を確保し、適切な施工管理を行うものとします。
- ③ 本市及び学校と協議・調整を密に行い、学校運営に考慮した工事工程とするものとします。
- ④ 工事着手前に、予め周辺住民、保護者、自治会連合会及びグラウンド利用者等に事前説明及び連絡を行い、苦情等が発生しない様に努めるものとします。なお、トラブル等が発生した場合は、受託者の責任において解決を図るものとします。
- ⑤ 工事中は交通誘導警備員を常時配置するとともに、児童の登下校時間帯には工事車両の出入りを避けるなど、施設利用者の安全を最優先とした対策を講じてください。
- ⑥ 工事に伴い発生する騒音、振動、粉じん等を極力低減する様に対策を講じてください。
- ⑦ 仮設計画は、施設利用者の安全を最優先とし、かつ、グラウンドの有効活用への配慮を行ってください。
- ⑧ 仮囲い内は、常に整理整頓し、災害事故等の予防対策には万全を期するものとします。
- ⑨ 廃棄物の処理は、受託者の負担により関係法令に基づき適切に処理するものとします。
- ⑩ 現場代理人及び監理技術者を選任し、本市に通知することとします。
- ⑪ 工事車両の駐車場所、資材機材置き場、発生土仮置場は 仮囲い内とします。置場等が不足する場合は、受託者が学校用地外に用地を確保することとします。
- ⑫ 工事中、道路、敷地内の建物及び工作物等に損傷を与えた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに本市に報告し、工事完了までに受託者の負担で原状回復することとします。
- ⑬ 工事完了時には、施工関係書類、施工写真を本市に提出し、本市の完成検査を受けることとします。
- ⑭ 計画外の事態が発生した場合は、本市と協議のうえ進めることとします。また、協議内容は協議録として提出するものとします。

3-3. 維持管理業務

(1) 業務の実施等

- ① 受託者は、維持管理計画に基づき、維持管理業務を実施してください。
- ② 提案期間満了時までの間における、校舎等の性能保証を行ってください。
- ③ 設置した校舎等に障害が発生した際には、迅速かつ適切に取替え、代替、修理等を行うものとします。
- ④ 受注者は、給排水設備やエアコンフィルターなどの定期的な清掃を実施するものとします。
- ⑤ 維持管理業務における清掃、消耗品の交換等に係る費用は本業務の範囲とします。
- ⑥ 維持管理にあたっては、予防保全によるライフサイクルコストの抑制に配慮してください。
- ⑦ 受託者は、校舎等の維持管理状況について、毎年度本市に報告するものとします。
- ⑧ 維持管理が不十分であると判断した場合、本市は受託者へ必要な措置を命ずることがあります。
- ⑨ 受託者は、増築校舎及び付帯設備について、本市が加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」以外に必要な場合において、自己の負担で保険に加入するものとします。

(2) 法定点検

① 建築基準法に基づく点検

ア 建築物の敷地及び構造の状況について、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第5条の2に定める点検を実施するものとします。

イ 建築設備、防火設備について、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の2に定める点検を実施するものとします。

② 消防法に基づく点検

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3及び同法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6の規定に基づき、消防設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するものとします。

③ フロン排出抑制法に基づく点検

空調設備については、適宜フィルター清掃等のメンテナンスを実施するとともに、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（令和2年）に定める点検を実施するものとします。

(3) その他の点検

① 日常点検

受託者は、施設利用者等が増築建物を常に安全かつ完全に使用できるよう、甲府市自主点検マニュアルに沿った保守・点検を行い、結果については実施後速やかに本市へ報告するものとします。

日常点検において発見された、建物及び設備の不具合については、受託者の負担において取替え、代替、修理等の対応を行うものとします。

② 給排水設備保守点検

受託者は、給排水設備の汚損や漏水の発生を未然に防止するため、次の点検を行うものとします。また、当該点検の際に発見された不具合については、受託者の負担において、補修を行うものとします。

ア 実施回数

年1回以上

イ 実施箇所

便所・手洗い・床排水等

ウ 実施内容

給排水管の機能維持のためには、日常の注意が重要となります。

日常の点検をするともに、年1回は重点的な点検を実施するものとします。

また排水不良の場合は、掃除口より可とう性のワイヤを入れて排水管内の異物を除去してください。

場合によっては薬品を使用してください。

3-4. 自由提案

その他、事業者からの自由提案を求めます。

自由提案の内容は、基本方針等を踏まえ、SDGs の達成に必要な「経済」、「社会」、「環境」の三側面を統合した視点において実効性のあるもの、また、3-1～3-3の業務と合わせて実施することにより、高い相乗効果が得られるものとしてください。また、ライフサイクルコスト縮減の観点から、将来的な解体を見据えた工法の提案を求めます。

(1) 民間提案制度の適用

提案内容は、本業務で実施することを前提とせず、甲府市公共施設等マネジメント民間提案制度[※]（令和2年9月策定）等により、提案業務の具体的な実現に向け、契約期間内において、提案者と市で引き続き協議していく内容（以下「民間提案」という。）も受付けるものとします。

※ 甲府市公共施設等マネジメント民間提案制度

本市の PPP 事業の導入促進と公共施設等マネジメントの推進を図るため、民間事業者等からの積極的な発意・発案の促進を図ることを目的に構築したもので、民間事業者等からの提案の採否を選定し、採用された提案者との協議を経て事業化を図る制度。（提案内容の事業化を確約するものではありません。）

提案内容を事業化する際には、当該提案を行った民間事業者等にインセンティブを付与するほか、官民対話を実施のうえ、随意契約等による事業者選定を行う場合もある。

(2) 提案方法

- ① 提案にあたっては、自由提案書（任意様式）を提出してください（提案がない場合は提出不要）。
- ② 自由提案書には、当該提案業務を実施することで本市が得られる効果を明らかにするとともに、同業務の受託実績、業務実施者の構成表、概算費用を記載してください。
- ③ 事業実績の記載項目は、募集要領の第2号様式を参照してください。
- ④ 自由提案に係る業務実施体制については、募集要領の第3号様式へ、提案工程については、募集要領の第4号様式にそれぞれ記載してください（自由提案がない場合は記載不要）。

(3) 留意事項

- ① 提案にあたっては、従来の発想に囚われず、民間事業者ならではのアイデアやノウハウ等を最大限取り入れたものとし、自由提案書のほかに、基本方針との整合性、アイデアの独自性、公益・公平性、実現可能性を説明できる資料を添付してください。
- ② 本要求水準書に明記のない設備等の設置を提案する場合は、本要求水準書の内容を満たすことを原則とし、当該設置による本市のメリットとデメリットを明確にしてください。
- ③ 業務成立に補助金の活用を提案することは可能ですが、補助金なしで業務が成り立つことを原則とし、第3章（2）業務費用中、①の上限額の範囲内において、実施可能な内容としてください。（継続協議を希望する「民間提案」に要する費用は除く。）

4. 業務の実施に関する事項

(1) 基本事項

- ① 受託者は、本業務を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体等）とします。
- ② 受託者は、募集要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に則り、誠実に業務を遂行するものとします。
- ③ 受託者は、提案業務費を遵守し、本要求水準書の業務と自らの提案業務を確実に実施するものとします。
- ④ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と受託者の両方で誠意をもって協議することとします。

(2) 受託者の役割

受託者は、次の役割を全て担うものとし、グループの場合は各構成員の能力が十分に発揮できるように役割分担を行い、適切な業務マネジメントを実施するものとします。

業務総括 (代表事業者)	本市との対応窓口。 応募及びそれ以降の提案に係る諸手続きと、業務契約等の諸手続きを行い、業務全体の遂行の責を負うものとします。
校舎等増築	校舎等に係る業務遂行の責を負うものとします。
維持管理	校舎等に係る維持管理及び所有に係る業務遂行の責を負うものとします。
その他役割	自由提案に基づく業務遂行の責を負うものとします。

- ① 受託者は、本業務を適切に実施するために、各役割の責任者を定めるものとし、当該責任者は、各業務分担における責任を果たすとともに、業務全体につき連帯して適切に業務を遂行するものとします。
- ② 業務総括役割を担う者が複数の事業者で構成される場合は、事業者間の業務総括役割に関する合意書を本市に提出していただきます。
- ③ ②の合意書は、業務総括の構成事業者すべてが、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとし、業務総括役割の構成企業の代表者は、本市との対応窓口となり契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うものとします。
- ④ 業務総括役割を担う事業者は、管理責任者を定め、本業務全体のプロセスを適切に計画、実行及び管理できるように、業務を統括管理するものとします。
- ⑤ 管理責任者は、各役割の責任者に業務管理を行わせ、必要な業務の漏れ、不整合その他の業務実施上の障害が発生しないよう適切に業務間の調整を行うとともに、各構成員の意思伝達が円滑かつ迅速に進むよう努め、本市との協議に遅延が生じないよう、受託者内の意思を集約するものとします。
- ⑥ 業務総括役割を担う企業とそれ以外の役割を担う企業が異なる場合には、本市との契約時に適正な委託契約及び請負契約を締結し、その契約内容について事前に本市の承諾を得るものとします。

(3) 業務期間中の事業者と本市の関わり

- ① 本業務は、受託者の責により遂行され、本市は契約書、要求水準書及び業務計画書に定められた内容により、業務実施状況について確認を行います。
- ② 受託者は、自らが有する知見及びノウハウを最大限用いて本業務を遂行するほか、本業務の実効性を更に高めるための提案を随時行うことができるものとします。
- ③ 本市は、受託者の提案を尊重し、施策に取り入れていくことに努めるものとします。

(4) 提案業務費の遵守

- ① 受託者は、工種別の内訳明細書を作成し、本市の確認を受けるものとします。
- ② 受託者が作成する内訳明細書等の合計額は、受託者の企画提案書において提案された提案業務費の合計額を下回るものとし、契約期間にわたって当該業務費を遵守するものとします。
- ③ 契約期間中において、要求水準又は設計図書の変更に伴い、業務費の増加の恐れがある場合には、受託者は、コスト削減の方法を検討し、必要となる要求水準又は設計図書の変更の調整について、変更金額一覧表とともに、その根拠等が十分に説明できる資料を添えて本市と協議するものとします。
- ④ いずれの場合においても、受託者は、本市が各業務費の単価根拠等が十分に理解できる資料を作成のうえ、その内容を本市に説明するものとします。

(5) 要求水準の確認

管理責任者は、要求水準確認計画に基づき、基本設計段階、実施設計段階及び施工段階において要求水準が適切に確保されていることを確認するものとします。

① 基本的な考え方

- ア 設計時における、設計図書及び計算書等の書類の確認。
- イ 各部位の施工前における、施工計画書、品質管理計画書及び施工図の確認。
- ウ 各部位における、工事監理業務計画書に基づいた施工の確認。

② 要求水準確認報告書の作成

管理責任者は、要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかを確認し、要求水準確認報告書として取りまとめ、本市に説明し、確認を受けるものとします。

(6) 完成期限の遵守

- ① 受託者は、基本設計着手前までに、本市と協議を行い、各種書類の提出時期及び本市との協議調整工程を盛り込んだ業務工程表を作成のうえ、本市に提出し、確認を受けるものとします。
- ② 工期については、受託者の企画提案書において提案された完成期限を遵守するものとします。
- ③ 工程管理については、業務工程の遵守が図られるよう、継続的に業務の遅延の恐れのある事項を抽出

し、受託者が調整するものとします。その際、本市は受託者が実施する調整に協力するものとします。

④ 受託者は、基本設計終了時及び実施設計終了時に、業務の工程の変動の有無についての確認を行い、完成期限内での完成に支障がないことを確認した上で、本市の確認を受けるものとします。

⑤ 業務工程表には次の内容を記入するものとします。

設計工程	基本設計、実施設計、各種申請手続き及びその調整の工程及びその他設計の工程管理に必要な事項。
施工工程	各工事における工程、その他施工の工程管理に必要な事項。
引渡し工程	本市への引渡しに必要な事項

(7) 本市と受託者の責任分担

① 基本的な考え方

受託者の提案事項は、受託者選定の最大の根拠としていることから、提案業務が達成できないことによる損失は、原則として受託者が負担するものとします。

ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、受託者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、受託者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができるものとします。

② 予想されるリスクと責任分担

本市と受託者の責任分担は、原則として次表によるものとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うものとします。

なお、受託者が責任を負うべき事項で、本市が責任を負うべき合理的な理由があるものや、提案段階で分担が決定されていないものについては、別途協議のうえ決定するものとします。

【共通事項】

リスクの種類	リスク内容	本市	受託者
募集要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
提案の誤り	提案した業務が達成できない場合		○
第三者賠償	調査・工事による第三者への損害賠償義務		○
安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
保険	施設の設計・改修における履行保証保険		○
業務の中止・延期	本市の指示によるもの	○	
	施設整備に必要な許可等の遅延によるもの		○
	受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
	本市の業務放棄・破綻によるもの	○	

【増築校舎等】

リスクの種類	リスク内容	本市	受託者
不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○
用地の確保	設置場所の確保	○	
設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
	受託者の指示・判断の不備によるもの		○
応募コスト	応募コストの負担		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引渡し遅延	○	
	受託者の責による工事遅延・未完工による引渡し遅延		○
工事費増大	本市の指示・承諾による工事費の増大	○	
	受託者の指示・判断の不備によるもの		○
性能	要求水準不適合（施工不良を含む）		○
一時的損害	引渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
	引渡し前に工事に起因し施設に関して生じた損害		○
金利の変動	金利の変動		○
支払遅延・不能	本市の責による、支払遅延・不能によるもの（下記以外）	○	

【維持管理】

リスクの種類	リスク内容	本市	受託者
計画変更	用途の変更等、本市の責による業務内容の変更	○	
	受託者が必要と考える計画変更		○
維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○
施設等の現状変更	受託者の都合による施設・設備の様式替え、新設及び増設		○
設備等の滅失・き損	本市の責による滅失・き損	○	
	受託者の責による滅失・き損		○
瑕疵担保	増築建物に関する瑕疵の担保責任		○
	上記以外	○	
不可抗力	火災・天災などの不可抗力による施設・設備等の損傷	○	
利用者等に及ぼした損害賠償	増築建物に起因して生じた利用者への損害に対する賠償		○

【その他】

リスクの種類	リスク内容	本市	受託者
施設の不良	増築建物が所定の性能を達成しない場合		○
保証性能	要求水準不適合による施設・設備への損害、本市施設運営・業務への障害		○

③ 税制リスクに対する考え方

税制リスクの負担関係については、次のとおりとします。

消費税	消費税は受託者が販売する物品・サービスの価格に含めて次々と転嫁され、最終的に物品・サービスを購入し、サービスの提供を受けるものが負担する税です。 そのため、消費税に関するリスクはサービス料の支払い者が負担するものとします。
消費税以外の税	法人税等は、法人の企業活用によって得られる所得に対する課税であったり、地域社会の費用を多数のもので負担するための課税であったりするため、本来的に受託者負担の税です。 そのため、法人税等に関するリスクは受託者が負担するものとします。
税の新設	税の新設がなされた場合、当該新税がサービスを享受するものが支払うべき税である場合にはサービス料の支払い者が負担し、地域社会の中で収益を目的に業務を行うものが支払うべき税である場合には受託者が負担するものとします。 これに該当しない場合は本市及び受託者が協議のうえ負担するものとします。

④ 業務の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が、契約の締結前に業務の継続が困難となった場合、互いに費用負担は発生しないものとします。また、業務契約後に業務の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとします。

(8) 本市と受託者の維持管理における費用負担

増築建物の修繕及び点検等に係る費用負担について、特に記載なきものは以下のとおりとします。ただし、施工不良及び初期不良については受託者が対応を行うものとします。

項目	本市	受託者
経年劣化による破損等の修繕などに係る費用		○
施工不良による必要な修繕などに係る費用		○
児童、学校関係者及び学校施設利用者による破損等の修繕などに係る費用	○	
原因不明な破損等の修繕などに係る費用	双方の協議による	
自然災害に伴う破損等の修繕などに係る費用	○	
設置基準等の変更及び法改正に伴う改善等に係る費用	○	
公租公課に係る費用		○
法定点検及び検査等に係る費用		○
日常清掃等に係る費用	○	
各種消耗品に係る費用	○	

本市が、費用を負担する修繕の必要が生じた場合は、本市と受託者で協議の上、本市が修繕を行う業者を選定するものとします。

5. 成果品等

(1) 設計図書等の提出書類一覧

作成図書	部数	電子データ
建築（意匠） 建築意匠設計図 ・図面リスト ・工事区分表 ・建築物概要書 ・仕様書 ・仕上表 ・面積表及び求積図 ・案内図 ・配置図 ・平面図 ・断面図 ・立面図（各面） ・矩計図 ・展開図 ・天井伏図 ・平面詳細図 ・部分詳細図 ・建具表 ・外構図 確認申請書 各種計算書	A3 3部 3部 3部	○ ○ ○
建築（構造） 建築（構造）設計図 ・仕様書 ・構造基準図 ・伏図 ・軸組図 ・部材断面表 ・標準詳細図 ・部分詳細図 ・構造計算書 その他	A3 3部 3部 3部	○ ○ ○
電気設備 電気設備設計図 ・図面リスト ・工事区分表 ・仕様書 ・案内図 ・配置図 受変電設備図・幹線系統図 ・電灯、コンセント設備図 ・動力設備平面図 ・通信、情報設備系統図 ・通信、情報設備平面図 ・火災報知設備等系統図 ・火災報知設備等平面図 ・屋外設備図 ・機械警備平面図 確認申請書	A3 3部 3部	○ ○
機械設備 空調設備設計図 ・図面リスト ・工事区分表 ・仕様書 ・案内図 ・配置図 ・空調設備系統図 ・空調設備平面図 ・換気設備系統図 ・換気設備平面図 ・部分詳細図 ・屋外設備図 給排水衛生設備設計図 ・図面リスト ・工事区分表 ・仕様書 ・案内図 ・配置図 ・給排水衛生設備配管系統図 ・給排水衛生設備配管平面図 ・排水処理設備図 ・部分詳細図 ・屋外設備図 ・柵一覧表 確認申請書	A3 3部 A3 3部 3部	○ ○ ○

(2) 工事完成時の成果品一覧

作成図書等	部数	電子データ
・工事完成書類一式	1部	-
・竣工図（A2版 金文字黒表紙製本）	A3 2部	○
・工事記録写真	1部	○
・完成写真（キャビネ版）	1部	○
・試験成績表	1部	
・取扱説明書	1部	

(3) 留意事項

- ① 受託者が成果品を納める際には、本市の成果品検査を受け、検査において指摘された箇所は、直ちに修正するものとします。
- ② 業務完了後において、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とします。
- ③ 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとし、受託者は、これを公開してはなりません。ただし、事前に本市の書面による同意を得た場合は、この限りではありません。
- ④ 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはなりません。
ただし、事前に本市の書面による同意を得た場合は、この限りではありません。

6. その他

この要求水準書に定めのない事項又は要求水準書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとします。

ただし、協議が調わない場合においては、本市が定めるものとします。